

生 徒 心 得

第1条(規則の遵守)

本校の生徒は、本心得を熟知してこれに従うべき義務がある。

第2条(協力の義務)

本校の生徒は、本校の発展と自治公正のために協力する義務がある。

第3条(欠席等の連絡)

欠席、遅刻、又は早退する場合は、事前に保護者からの電話又は書面によって学校に連絡すること。

第4条(不用品持参の禁止)

学校に、学業又は特別活動に不必要な物品、特に多額の金銭や貴重品を持参してはならない。

第5条(服装等について)

- (1) 校内及び登下校時には、ズボンスタイル又はスカートスタイルの制服を着用すること。
- (2) 校内では、化粧をしてはならない。また、装飾品を身に付けてはならない。
- (3) 制服着用時は、生徒手帳及び生徒証を常に携帯すること。
- (4) 校内では、学年ごとに指定の上履きを履くこと。
- (5) 上履きに落書きをしてはならない。

第6条(定期考査)

定期考査の際には、細則第 15 条（定期考査における諸注意）の注意を厳守し、公正を期すること。

第7条(施設・器物等を損壊した場合)

学校の施設、器物等を破損した場合は、必ずその理由を申し出て指示を受けること。

第8条(掲示物・出版物について)

校内への掲示を行う場合、又は出版物を配布する場合は、事前に教員の許可を受けること。

生 徒 心 得 細 則

第1条(外出の禁止)

登校後、放課時限までの間は外出してはならない。やむを得ない事情で外出する場合は、教員の許可を受けること。

第2条(盗難被害の防止)

学校に貴重品を持参した場合は、必ずカギをかけて保管すること。また、ロッカーには必ずカギをかけること。

第3条(身だしなみについて)

- (1) 制服着用の際は、以下の点に留意すること。
 - ①制服を無断で改変してはならない。
 - ②指定のブレザーを着用すること。
 - ③ネクタイ又はリボンを着用すること。
 - ④シャツは、白色のものを着用すること。

- ⑤シャツをズボン又はスカートから出してはならない。
 - ⑥スカートは、膝の真ん中に採寸されたものを着用すること。また、スカートをウエストで巻いてはならない。
 - ⑦ズボンの裾を折ってはならない。
 - ⑧夏季(*1)においては、ブレザー、ネクタイ、又はリボンを着用しなくてもよい。また、半袖シャツの着用を認める。
 - ⑨ベスト、セーター、カーディガンを着用する場合は、無地で紺色又は黒色のものを着用すること。
- (2) 生来の自然な頭髪を原則とし、染髪や脱色、パーマ等により髪に加工を施さないこと。
また、剃りこみ、モヒカン、過激な刈り上げ等学習活動にそぐわない髪型をしてはならない。
- (3) 靴は、下駄箱に収まる高さで、安全性に留意し踵の入る物を履くこと。(*2)。靴下は、華美でないものとする。
- (4) 登下校時の服装は、以下の通りとする。
- ①防寒対策として、登下校時のみ防寒着の着用を認める。
 - ②休日に部活動で登校する場合は、制服又は各部活動で統一された服装とする。
- (*1) 5月から10月の期間とする。
- (*2) ブーツ、サンダル等を履いて登下校してはならない。

第4条(携帯電話の使用)

校内では、昼休みと放課後以外の時間に、許可なく携帯電話を使用してはならない。

第5条(空き時間の過ごし方)

空き時間には、図書館で学習すること。許可なく校舎内を歩き回ってはならない。

第6条(更衣場所)

体育の授業及び部活動での更衣は、あらかじめ決められた場所で行うこと。

第7条(教室使用時の許可)

授業以外で教室を使用する場合は、あらかじめ教員の許可を受けること。

第8条(休日登校の禁止)

休業日に登校してはならない。部活動等で登校する場合は、必ず顧問教員の監督下で活動すること。

第9条(下校時刻の厳守)

放課後、部活動等に残る生徒は下校時間を厳守すること。午後4時50分に活動を終了し、清掃を完了して午後5時00分までには下校すること。

下校時刻以降は、教員の監督なしに学校に残ってはならない。

第10条(中庭における球技の禁止)

中庭においてテニスその他の球技をしてはならない。

第11条(アルバイトの禁止)

アルバイトをしてはならない。やむを得ない事情がある場合は、担任にアルバイト許可願を提出し、許可を得ること。

第12条(登下校時の注意事項)

- (1) 自転車通学を行う場合は、書類によって届け出をし、本校の発行するステッカーを貼付

- すること。また、レインウェアを常時携帯し、雨天時はレインウェアを着用すること。
- (2) 登下校時には、自己の安全と他人への気配りを心がけ交通ルール、マナーを遵守すること。
- (3) 自転車は駐輪場の指定された場所に置くこと。
- (4) やむを得ない事情により、車両による送迎を受ける場合には、あらかじめ学級担任を通じて生活指導部に届け出て、許可を得ること。

第 13 条(特別指導の対象)

以下の行為をした生徒は、特別指導の対象とする。

- ① 喫煙(*1)
- ② 飲酒(*2)
- ③ バイク又は自動車の使用(*3)
- ④ 悪質な暴言
- ⑤ 万引き又は窃盗
- ⑥ 考査中の不正行為
- ⑦ 暴力行為
- ⑧ SNS の不適切な利用
- ⑨ Web 上への不適切な写真又はコメント掲載
- ⑩ その他特別指導が適当と認められる場合

(*1) 同席、喫煙具所持を含む。

(*2) 同席、所持を含む。

(*3) 友人等の運転するバイク又は自動車に同乗した場合を含む。

第 14 条(バイクの使用に関する特別指導)

- (1) 通学時等の交通事故を未然に防止するため、登下校、学校行事、部活動、生徒会活動を含め、すべての教育活動においてバイク(*1)を使用してはならない(*2)。以下の行為をした生徒は、第 13 条(特別指導の対象)③のとおり、特別指導の対象とする。

- ① バイクを使用して登下校すること(*3)。
- ② 授業時間と登下校にかかる時間帯に通学、送迎目的でバイクを使用すること。
- ③ 制服を着てバイクを使用すること(*4)。

- (2) 休日又は下校後一度帰宅した場合であっても、以下の行為をしてはならない。
(私服の場合を含む)。

- ① 学校の活動中(*5)の生徒及び通学中の生徒とバイクを使用して接触すること。
- ② バイクを使用して、学校へ苦情が寄せられる行為を行うこと。
- ③ 学校敷地に面している通りでバイクを使用すること。
- ④ バイクの使用による迷惑行為、違法行為(*6)

- (3) (1) 及び (2) にかかわらず、保護者等の運転するバイク又は自動車に同乗した場合は、特別指導の対象とはしない。

(*1) 自動車の使用についても、バイクの使用と同様に扱う。

(*2) 友人等の運転するバイク又は自動車に同乗した場合を含む。

(*3) 休日や私服の場合を含む

(*4) 休日を含む

(*5) 授業中、行事、部活動、生徒会活動等を指す。

(*6) 違法駐停車を含む

第 15 条(定期考査における諸注意)

考査の際は、以下の注意を厳守すること。

- ① 座席は 6 列にし、出席番号順に着席する。
- ② 机上には鉛筆、消しゴムのみ出すことができ、筆箱、タオルなどは置いてはならない。定規等は監督から許可があった場合のみ使用できる。
- ③ 机の中には、物を一切入れてはならない。
- ④ 試験中は、筆記用具などの貸し借りをしてはならない。
- ⑤ 下敷きを使用してはならない。
- ⑥ 携帯電話等の電子機器は、電源を切り、かばん又はロッカーにしまうこと。
- ⑦ 発言の必要がある場合は、挙手して許可を受けること。
- ⑧ 考査中の途中退場は認められない。
- ⑨ 答案の確認が終わり、監督の指示があるまでは静かに着席していること。
- ⑩ その他、監督の指示に従うこと。
- ⑪ 不正行為を絶対にしてはならない。不正行為を行った者は、第 13 条（特別指導の対象）⑥のとおり特別指導の対象とする。

第 16 条(体育館の使用について)

- (1) 体育館内では、体育館履きを履くこと。ただし、シートを敷いた場合は上履きを履くこと。
部活動で専用の靴を履く場合は、体育科の許可を受けた専用の靴を履くこと。
- (2) 休み時間(*1)には、体育館を使用してはならない。
- (3) 体育館内において飲食をしてはならない。

(*1) 昼休みを含む

第 17 条(自然災害時の登校時間)

- (1) 警報等発令時の対応に関する情報は、以下の方法で伝達する。
 - ① 本校公式 Twitter (@katsushikano)
 - ② 本校公式ホームページ <http://www.katsushikano-h.metro.tokyo.jp/>
- (2) 東京 23 区東部に特別警報又は暴風、大雨、洪水、若しくは大雪の警報が発令された場合は、以下のとおり対応することを目安とする。

時 刻	警報等の発令状況	対 応
7 : 00 時点	解 除	8 : 30 登校（1 時間目から）
9 : 00 時点	解 除	10 : 30 登校（3 時間目から）
	発 令 中	臨時休校

※ 1 この表は、50 分授業平常時程を想定している。変更時程の場合はこの限りではないので、(1)の方法で伝達される情報に従うこと。

※ 2 事前に安全配慮や安全対策の必要性が想定される場合又は交通機関等各社の対応が発表されている場合は、この限りではないので、別途指示に従うこと。

※ 3 午前 7 時から午前 9 時までの間に、警報が発令された場合は、自宅待機又は身の

安全の確保を優先した行動をとること。

- (3) 気象状況や交通機関等各社の状況により、当該日には本校教職員が出勤できない状況になる可能性がある。適宜、本校公式 Twitter 等により情報発信するよう努めるので、警報等の発令状況に係る対応について、学校へ確認を求める問い合わせの電話等は控えること。
- (4) 登校する場合は、災害や交通機関の状況を確認し、決して無理せず、安全に留意すること。
- (5) 自宅待機や臨時休校になった場合は、家庭で学習をするなどし、不要不急の外出は避けること。

付表1(忌引き日数)

忌引き日数は、下表の通りとする。ただし、遠方である等特別な事情のある場合は、この限りではない。

① 父母	7日
② 祖父母	3日
③ 兄弟姉妹	3日
④ 伯叔父母	1日
⑤ 甥・姪	1日
⑥ 曾祖父母	1日